

計画実行・監視専門調査会運営規則の一部改正について（案）

令和 4 年 4 月 19 日

計画実行・監視専門調査会

計画実行・監視専門調査会運営規則（令和 3 年 5 月 12 日計画実行・監視専門調査会決定）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（ワーキング・グループ）

第 8 条 調査会は、必要に応じ、ワーキング・グループを開催することができる。

2 ワーキング・グループにおいては、委員等以外の有識者を構成員として所属させることができる。

附 則

この決定は、第 14 回の調査会から適用する。